

第六回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和二十四年十一月十日（木曜日）

午後二時三十三分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事角田 幸吉君 理事石川金次郎君

理事梨木作次郎君 理事大西 正男君

理事佐竹 晴記君

鍛冶 良作君

古島 義英君

眞鍋 勝君

山口 好一君

猪俣 浩三君

上村 進君

出席國務大臣

法務總裁 植田 俊吉君

出席府政委員

（法制局長）岡部 史郎君

人事院事務官 牧野 寛索君

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 佐藤 藤三君

（検務局長）高橋 一郎君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

十一月八日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

第一類第四号

法務委員会會議録第三号

昭和二十四年十一月十日

刑事補償法案（内閣提出第二号）

少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）

国家公務員の政治活動制限に関する人事院規則の適用に関する件

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日はまず刑事補償法案、少年法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について政府より提案理由の説明を求め、続いて国家公務員の政治活動制限に関する人事院規則について説明聴取並びに質疑を行いたいと存じます。

それではまず付託議案について政府より順次提案理由の説明を求めます。

法務總裁植田俊吉君。

刑事補償法案

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）による通常手続又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）又は経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）

によつて未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者は、国に對して、抑留又は拘禁による補償を請求することが出来る。

2 上訴權回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その者は、国に對して、刑の執行又は拘置による補償を請求することが出来る。

3 刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十六條まで（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の收監状による抑留及び同法第四百八十一條第二項（同法第五百五條において準用する場合を含む。）の規定による留置並びに犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）第四十五條の引致状による抑留及び留置は、前項の規定の適用については、刑の執行又は拘置とみなす。

第二條 前條の規定により補償の請求をすることのできる者がその請求をしないて死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることとができる。

2 死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求については、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

第三條 左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、捜査又は審判を誤まらせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

二 一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けたとしても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合

第四條 抑留又は拘禁による補償においては、前條及び次條に規定する場合を除いては、その日数に應じて、一日二百円以上四百円以下

の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁若しくは拘留の執行又は拘置による補償においては、同様である。

2 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、うべきであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、檢察及び裁判の各機關の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。

3 死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、本人の死亡によつて現に生

じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、同項但書の証明された損失額の外、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならない。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、すでに徴収した罰金又は科料の額に、これに対する徴収の日翌日から補償の決定の日までの期間に應じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労務場留置の執行をしたときは、第一項の規定を準用する。

6 没收の執行による補償においては、処分された没收物の時価に等しい額の補償金又は徴収した追徴金の額にこれに対する徴収の日翌日から補償の決定の日までの期間に應じ年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

第五條 補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けた場合において、その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしない。その損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補

償金の額より少いときは、損害賠償の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

第六條 補償の請求は、無罪の裁判をした裁判所に対してしなければならない。

第七條 補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内にしなければならない。

第八條 相続人から補償の請求をする場合には、本人との続柄及び同順位の人との有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

第九條 補償の請求は、代理人によつてもすることができる。

第十條 補償の請求をするのできる同順位の人がある場合には、その一人のした補償の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなす。

2 前項の場合には、請求をした者以外の相続人は、共同請求人として手続に参加することができる。

第十一條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、他に同順位の人があることを知つたときは、すみやかにその同順位の人に対し補償の請求のあつた旨を通知しなければならない。

第十二條 補償の請求をすることのできる同順位の人がある場合には、補償の請求をした者は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

第十三條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに補償の請求を

することができない。

第十四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

第十五條 補償請求の手続が法令上の方式に違反し、補正することができないとき、若しくは請求人が裁判所から補正を命ぜられてこれに応じないとき、又は補償の請求が第七條の期間の経過後にされたときは、請求を却下しなければならない。

第十六條 補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がないときは、請求を棄却しなければならない。

第十七條 補償の請求をすることのできる同順位の人がある場合には、その一人に対してした前條の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

第十八條 補償の請求をした者が請求の手続中死亡し、又は相続人たる身分を失つた場合において、他に請求人がないときは、請求の手続は、中断する。この場合において、請求をした者の相続人及び請求をした者と同順位の人があるときは、二箇月以内に請求の手続を受け継ぐことができる。

2 裁判所は、前項の規定により手続を受け継ぐことのできる者で裁判所に知られていないものに対しては、同項の期間内に請求の手続を受け継ぐことができる旨を通知しなければならない。

3 第一項の期間内に手続を受け継ぐ旨の申立がないときは、裁判所は、決定で請求を却下しなければならない。

第十九條 第十六條の決定に対しては、請求人及びこれと同順位の人があるときは、即時抗告をすることができる。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

2 前項の即時抗告及び異議の申立についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 第九條から第十五條まで、第十七條及び前條の規定は、前二項の場合に準用する。

第二十條 補償の拂渡は、補償の決定をした裁判所に請求しなければならない。

2 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人のした補償拂渡の請求は、補償の決定を受けた者全員のためその全部につきしたものとみなす。

3 第十一條の規定は、裁判所が補償拂渡の請求を受けた場合に準用する。

第二十一條 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償の拂渡は、その全員に対してしたものとみなす。

第二十二條 補償の請求権は、譲り渡すことができない。補償拂渡の請求権も、同様である。

第二十三條 この法律の決定、即時

抗告、異議の申立及び第十九條第二項の抗告については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、刑事訴訟法を準用する。期間についても、同様である。

第二十四條 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

2 前項の申立は、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

3 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立をすることはできない。

4 前三項の規定は、第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行うものとする。

2 刑事補償法（昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 この法律は、この法律に特別の定めのある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 日本国憲法施行後この法律施行

前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができ

5 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立をすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号。以下「應急措置法」という。）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 應急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

9 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二條の

規定により旧刑事訴訟法及び応急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

少年法の一部を改正する法律案
少年法の一部を改正する法律
少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員等に関する法律（昭和二十四年法律第 号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

判事補	判事補						簡易裁判所判事
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	
一 号	一万四千二百十二円	一万二千三百四十一円	一万七百十七円	九千三百六円	七千六百三十八円	六千六百三十三円	六 号
二 号							五 号
三 号							四 号
四 号							三 号
五 号							二 号
六 号							一 号

七 号	七千六百三十八円
八 号	六千六百三十三円

附則
この法律は、公布の日から施行する。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第 号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員等に関する法律（昭和二十四年法律第 号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

検事

一 号	二万二千円
二 号	一万八千二百円
三 号	一万六千四百円
四 号	一万五千三十七円
五 号	一万四千二百十二円
六 号	一万七百十七円
七 号	九千三百六円
八 号	八千五百五十一円
九 号	
十 号	

副検事

十一 号	七千六百三十八円
十二 号	六千六百三十三円
一 号	一万四千二百十二円
二 号	一万二千三百四十一円
三 号	一万七百十七円
四 号	九千三百六円
五 号	八千五百五十一円
六 号	七千六百三十八円
七 号	六千六百三十三円
八 号	五千七百六十円

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〇殖田國務大臣 ただいま上程になりました刑事補償法案の提案理由を御説明いたします。

現行刑事補償法は、昭和六年法律第六十号をもつて制定せられ、昭和七年一月一日から施行されたのであります。しかして爾来今日まで冤罪者の救済に不十分ながらその役割を果して参つたのであります。

し、もし慎重な手続にもかかわらず、刑事司法が誤りに陥つていたときは、国に対する補償請求権を認め、もつて事前、事後の両面相まつて人身の自由の保障を全からしめんとしているのではありません。

し、もし慎重な手続にもかかわらず、刑事司法が誤りに陥つていたときは、国に対する補償請求権を認め、もつて事前、事後の両面相まつて人身の自由の保障を全からしめんとしているのではありません。

補償を受けるべき者の順位及びその相互の關係について改正を要する点があり、國家賠償法の制定に伴い、同法による補償との調整をはかる必要もあり、さらにまた拘禁による補償の金額が一日五円以内という現行法の規定はいかにも現状に適しないのであります。かくして、すでに昭和二十一年秋の臨時法制調査会においても、現行刑事補償法は改正すべきものとしてその改正要綱の答申があり、政府においても、引き続きその全面的改正準備を進めて参り、刑事訴訟法の改正の終るのを待つて昨年暮の第四回国会に刑事補償法を改正する法律案として提案したのであります。ところが不幸にして審議未了となりましたので、当時の国会における論議を参照しつつ、再検討を加えた結果、ここにあらためて本案を提案する運びに至つたのであります。

そこで、本案の内容の御説明に入ります。前に刑事補償の本質について簡単に申し述べておきたいと思ひます。この問題は、刑事補償が國家賠償とその本質を異にするかどうかという面から論ぜられていたものでありますが、本案においては、刑事補償はそれが損害の填補である点において國家賠償と其の本質を同じくするものといつたしました。従つて刑事補償が國家賠償と異なるのは、國家機關の故意または過失を補償の要件としないこと及び補償の額が定型化されていることの二点にとどまるのであります。國家機關に故意または過失がある場合には、刑事補償を受け得るばかりでなく、刑事補償によつて填補せられない損害については、國家賠償を受け得ることになるのであります。

次に本案の内容について現行法と相違するおもな点を御説明いたします。

第一点は、補償原因の拡張であります。現行法においては、刑事訴訟法上の未決勾留及び刑の執行についての補償すべきことを定めていたのでありますが、本案では新憲法第四十條の趣旨にのっとり、刑事手続上のすべての抑留及び拘禁、刑の執行並びにこれに伴う抑留及び拘禁のすべてについて補償をすることとしたしました。少年法及び經濟調査庁法の規定による抑留及び拘禁もそれが後に刑事手続に移る場合でありますので、これも補償原因に加えたのであります。

第二点は、補償不成立條件の整理であります。現行法第四條においては補償不成立條件を相当広く規定してあり、この規定によつて、運用の實際においても補償はばまれる事例が少くなつたのであります。しかるに新憲法は、無罪の裁判を受けた者には、特別の場合を除き必ず補償をすべきことを要求している趣旨と解されますので、現行法第四條に規定する補償不成立條件を整理し、單に「一、本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴、未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合」に「二、一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判を受けたも、他の部分について有罪の裁判を受けた場合」のみを補償不成立條件とし、しかる場合に裁判所の健全な裁量によつて補償の一部または全部をしないことができるものとしたのであります。第四回国会提出案では、この点に

関する辭句がやや不明確でありましたので、今回はこれを修正して明確を期することとしたしました。

第三点は、補償請求権を相続の対象とした点であります。これは、前に申し述べましたように、刑事補償の本質を一種の國家賠償と考える以上、現行法のように補償請求権を相続の対象としないことはその理由に乏しいからであります。相続の対象とする結果、相続の順位、相続分その他相続に関する点はすべて民法の規定に従ふこととなるのであります。

第四点は、補償金額を引上げた点であります。現行法では、身体を拘束した場合に一日五円以内、死刑の執行による場合には裁判所の相当と認める額を補償することとしていたのでありますが、今回は、身体を拘束した場合に、一日二百円以上四百円以内とし、死刑の執行による場合には五十万円以内で裁判所の相当と認める額を補償することとしたしました。旧案と異なるのは、死刑の執行による補償について一万円以内とありましたのを、いかにも低きにすぎますので、五十万円以内とした点であります。

第五点は、國家賠償との調整をはかつた点であります。旧案によりまして、完全な國家賠償を受けたも、刑事補償の請求があれば、なお百円以内のノミナルな補償をすることになつていたのであります。これも刑事補償を國家賠償の一種と考えれば、必要のないことになり得るので、本案では、かような場合には、補償をしないこととしたしたのであります。

第六点は、補償の決定をしたときは、申立により決定の要旨を官報のみならず新聞紙にも掲載して公示すべきものとした点であります。この点は、現行法制定當時から要望のあつた点でありましたが、今回十分ながらその一部の實現をはかることとしたしました。

以上簡單ながら、刑事補償法案の内容を御説明いたしました。なお、本法による補償は新憲法施行の日以後補償原因の生じた場合にもさかのぼつて適用することとし、本法の制定が今日まで遅延したため、冤罪者のこうむる損害を最小限度にとどめる措置を講ずることとしたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次は少年法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

少年法（昭和二十三年七月十五日法律第六十八号）は、本年一月一日施行されましたが、同法第二條は少年とは二十歳に満たない者と規定してあるものであります。旧少年法は、十八歳未満の者を少年といたしましたのに、新法はこれを引上げたのであります。この規定通り実施いたしますと、旧法時代に比し少年事件は、約二倍以上増加することが、予想されたのであります。

ところで本法施行當時における家庭裁判所、少年院、少年觀護所及び同鑑別所等少年事件取扱機關の人的物的設備の事情と、犯罪者予防更生法がその後七月に施行される予定であつたことより、この激増する少年事件に対する受入れ態勢がきわめて不十分であつたのであります。そこで少年法第六十八條により、同法施行後一年間は、少年法は旧法同様十八歳未満の者とす

るといふことにいたし、この一年間に二十歳未満に引上げる場合の受入れ態勢の整備に努めることとしたしたのであります。ところがすでに同法施行後十箇月になりますが、この受入れ態勢の整備工作の進展が裁判所側、法務府側とも十分でなく、今日では昭和二十五年一月一日より少年の年齢を新法の常則通り二十歳未満に引上げた場合には、とうてい激増する少年事件を滞りなく処理し得ないものと思はれますので、さらに一年間少年法の常則にのつとめることを延期し、その受入れ態勢の整備をなし、少年事件の処理に遺憾からんことを期したのであります。

以上が改正の要旨であります。慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律及び檢察官の俸給等に関する法律は、昨年七月第二回国会において成立し、同年七月一日から施行せられ、その後、同年十二月第四回国会において、それらその一部が改正せられ、同年十一月一日にさかのぼつて適用せられて今日に及んでおります。この御承知の通りであります。が、この第四回国会における再改正法は、政府が同国会の当初に提出した「昭和二十三年十一月以降の政府職員俸給等に関する法律案」と題する職員総平均の月収五千三百三十円を基準とする一般政府職員の給與に関する法律案の例に準じて立案せられたものであります。しかるにその後御承知

のとおりが本法施行當時における家庭裁判所、少年院、少年觀護所及び同鑑別所等少年事件取扱機關の人的物的設備の事情と、犯罪者予防更生法がその後七月に施行される予定であつたことより、この激増する少年事件に対する受入れ態勢がきわめて不十分であつたのであります。そこで少年法第六十八條により、同法施行後一年間は、少年法は旧法同様十八歳未満の者とす

るといふことにいたし、この一年間に二十歳未満に引上げる場合の受入れ態勢の整備に努めることとしたしたのであります。ところがすでに同法施行後十箇月になりますが、この受入れ態勢の整備工作の進展が裁判所側、法務府側とも十分でなく、今日では昭和二十五年一月一日より少年の年齢を新法の常則通り二十歳未満に引上げた場合には、とうてい激増する少年事件を滞りなく処理し得ないものと思はれますので、さらに一年間少年法の常則にのつとめることを延期し、その受入れ態勢の整備をなし、少年事件の処理に遺憾からんことを期したのであります。

以上が改正の要旨であります。慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律及び檢察官の俸給等に関する法律は、昨年七月第二回国会において成立し、同年七月一日から施行せられ、その後、同年十二月第四回国会において、それらその一部が改正せられ、同年十一月一日にさかのぼつて適用せられて今日に及んでおります。この御承知の通りであります。が、この第四回国会における再改正法は、政府が同国会の当初に提出した「昭和二十三年十一月以降の政府職員俸給等に関する法律案」と題する職員総平均の月収五千三百三十円を基準とする一般政府職員の給與に関する法律案の例に準じて立案せられたものであります。しかるにその後御承知

のような経緯によつて、一般政府職員に關する「昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案」は、職員總平均の月收基準が五千三百三十円であつたのを六千三百七十円に改め、この基準による「政府職員の薪給與實施に關する法律の一部を改正する法律案」に修正され、この修正法案が兩院を通過成立して、本年一月一日から施行せられておるのであります。そこで裁判官及び檢察官につきましても一般政府職員の例にならう、その給與基準を引上げる必要があらうので、この兩法律案を提出した次第であります。

○花村委員長 この際申し上げておきます。人事院總裁は間もなく見えられることと思ひますが、ただいま人事院法制局長が來られておりますから、さう御了承願ひます。

次に公家公務員の政治活動制限に關する人事院規則について、質疑の通告があらうからこれを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 私は法務總裁に實は久しぶりにお目にかつたのであります。で、二、三お尋ね申したいと思ひのであります。法務總裁は内閣の法律顧問という立場にあらせられるのでありますから、さうの意味におきまして、この人事院規則に關連いたしました点、あるいは公労法に關連いたしました点につきまして二、三御質問を申し上げたいと思ひのであります。

この人事院規則は憲法違反であるという論者があるものであります。これに對しまして人事院總裁は、これは憲法第十五條によつて、合憲的なものであるという説明をせられておるのであります。ところが私もこの憲法第十五條が、この人事院規則、あるいはまたその母法であります国家公務員法それ自体を合憲化するところの根拠として、十五條を引用することに對しまして、はなはだ疑問があるものであります。もちろんこれはすでに法律としてできておられますし、今まで人事委員会その他において論及された点でありますので、これをむしろ返すようなことになりまして恐縮であります。けれども、法務委員会といたしましては初めて取上げる問題であります。がゆえに、なおこの点についてはつきりした観念を得たいと思ひのであります。

す。この憲法第十五條は、私どもの考へるところによれば、成立の歴史的意義と申しますか、そういう点から解釈いたしますと、これは決して国家公務員法、あるいは人事院規則を合憲化するような根拠になる條項ではないのである。今までの日本の官僚はいわゆる財閥、軍閥その他特權階級の奉仕者であつた。昔の官吏服務紀律の第一條には「凡そ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ」ということが第一條に述べられておりました。官吏というものは天皇陛下及び天皇陛下の政府に勤勉忠順にやればよいので、國民などには關係ない。國民に對しては支配者の地位に立つ。そのような長い間の日本の官僚制度を打破して、官吏は國民の奉仕者である。財閥あるいは軍閥はなくなりまして、現われて参りました政治勢力としてあるいは多數黨、そういうふうな一部の特權政治勢力に奉仕するものではないのだ、國民全体の奉仕者なんだという意を明らかにするために第十五條というものができて來たことは、學者の學説を見ましてもほぼ一致しておるところであります。美濃部博士などはそれを強調せられておるのであります。これが国家公務員法及び公務員の政治活動を禁止いたしますところの規則の根拠にされるということは、相當ゆがめられたところの解釈じやないかと私も考へられるのであつて、この十五條を國家公務員法、あるいは人事院規則の根拠にされるということに對しては、この民主憲法の根本精神から考へて、はなはだ歪曲せられたる解釈じやないかと存するのであります。

が、法務總裁の御見解はいかがでございましょうか。

○殖田國務大臣 國家公務員法及び人事院規則が憲法に違反するのじやないかというふうなお話は、この法律制定の當時から出ました御議論でございまして、その當時十分に論議を盡しました。憲法に違反するものではないとの御決定になつたものと承知しておるのであります。

さらにお尋ねでありますからお答え申し上げますが、私は國家公務員法、従つて人事院規則というものの根拠といたしましては、單に憲法第十五條のみではなく、やはり十二條の規定もあわせてごらんを願わなければならぬのじやないかと思ひのであります。憲法第十五條も特に問題になります点は第二項でありまして、その趣旨は、公務員は國民全体の信託のもとに、全社會の福祉のために奉仕すべきものであり、一政黨、一階級、一業界というふうな一部の利盛のために奉仕すべきものであつてはならないということに明言したものと考へるのであります。従つて今回の人事院規則に關連して申しますれば、一般公務員の政治的中立性というものがそこら導き出されるのであります。無制限な政治活動が、全体の奉仕者としての地位と相いれないというところを、この條文は明らかにしておるものと考へるのであります。それからこれに關連いたしまして、憲法十二條の規定する公共の福祉のためにする基本的人權の制約ということと、十五條の規定とは相表裏しておると考へるのであります。本來全國國民の負担に對して、社會全体の公共の利益のために奉仕すべきことを信託され、要請さ

れております公務員が、その本分を逸脱して一部の利益のために奉仕し、ことに政治運動に狂奔してその公正中立性を失うがごときことは、その職分から申しまして、公共の福祉に著しい害悪を及ぼすものであることは言うまでもないことでありまして、猪俣議員のお話の通りであります。しかしながら公務員もまた國民である以上、基本的人權が尊重せられるべきことは當然でございまして、先ほど申し上げました点からいまして、ある程度の制約は、その地位に照してやむを得ないものと言わなければならぬものであります。憲法みづから公務員の公正中立性を要請しております以上、かかる制約もまた憲法みづから期待しておるところであると考へます。従つて今回の措置は憲法の期待するところにかへつて適合するものではないかと考へておるのであります。

○猪俣委員 憲法の十五條及び十二條が官吏の中立性を規定したもののような御説明であります。私はさうな意味には解釈できないのであります。十五條はさつき申しましたように、官吏の中立性を規定したのではない。國民主權のあり方をここに明らかにしたものであります。官吏の中立性とは別問題だと考へるのであります。なお官吏の中立性ということでありまして、これは一面もつともらしく聞えることなであります。しかしながらわれわれの歴史の教えるところによりますならば、第一次大戦後のドイツにおきまして、この官吏の中立性が非常に論及せられた。そして時の内務大臣プロイスは、中立性を非常に高調し、社會民主黨のコーンはこれに對して非

この兩法案におきましては、右別表の改正のほか、他の法律の改正に伴う法文の字句の修正及び別表の俸給月額増加に伴う罰則の特別俸給の月額の増額等に関する規定を設けてありますが、これらにつきましては特に御説明いたすまでもないと思ひます。

以上簡単にこの兩法案について御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

常に反対いたしました、激烈なる論争をいたしましたのでありますが、遂にプロイスの議論が勝つて、ドイツの官吏は政党から締め出されたのであります。これがいかなる結果を来したかと申しますならば、御存じの通りナチス・ヒトラーが現れますと、このヒトラーの最も忠実なる官僚群となり、ヒトラーのマイン・カンツルにおきまして、実に無比なる忠実なる官僚群という激賞をされるがごとき官僚群に転落し、しかし第二次世界大戦に突入すると同時に相なったのであります。官吏の中立性それ自体につきましても、私もさような官吏の中立性が国家の運命にとりまして絶対的にいいものだとは断言できない。ある場合においてはこれがフアッシュの城砦になる。このことは歴史がすでに証明しておる。いわんやこの憲法が官吏の中立性を十五條において規定しておるというがときは、われわれとすることができないのであります。しかしこれは見解の相違でありまして、すからこれくらいにとどめますが、現在の日本の民主化はわれ／＼が地方を遊説して歩いておりましたも、また中央におきましても、前途はなほ道遠いことは法務総裁もお認めであらうと思ふのであります。しかし終戦後におきまして、今までの何百年という封建思想を駆逐いたしました、この民主化を盛り上げました先頭に立ちましたのはインテリ階級を含みますところの官公労働組合、いわゆる今日の公務員として政治活動を禁止せられた一団の職員組合の人たちであります。これが指導者となりまして日本の民主化をやり、日本の官僚性が非常に打破せられたのであります。これは上級官

吏にとりましては非常に脅威であつたのであります。けれども、日本に長い間蟻居いたしましたところの官僚陣を切りくずし、そうして日本の民主化をはかつたその功績は偉大なるものがあつたと私は認定いたしますが、法務総裁はさようなことに対してはいかなる御意見を持っておられますか、承りたいのであります。

○殖田國務大臣 私十五條は、つまり公務員の本質も明らかにしたものであります。何も中立性のみをうたつたものではありません。全体の奉仕者であるということをやうたします。以上は、そこから中立性が生れて参つたものと考へておるのであります。お話をごとくドイツの官吏がナチスに忠実であつた。だから官吏の中立性はあまりおもしろいものではないというお話であります。それは中立性の濫用でありまして、ナチスがいけないのであります。中立性が悪いとは私は考へないものであります。今日の日本におきましては、真に民主的な国会が国権を代表するものであります。この国会が政治を決定する、その政治を忠実に実行するのが官吏であります。その官吏の監督、コントロールは国会が持つておられるのでありますから、私は国会が健全である限り、中立性を堅持する官吏もまた健全であると確信をいたしておるのであります。また日本の官吏が終戦後大いに政治的活動をいたした。その結果の日本国家の民主化を促進したというお話であります。あるいはさようなことがあつたかも知れませんが、これが行き過ぎますれば、官吏が公務員という地位によりまして国政を左右することがありまして、下手を

すれば官吏專制にも陥りはないかという疑いを生ずるものであります。はなはだ危険なる原因を蔵すると考へるのではありません。私はやはり公務員は公務員として中立性を堅持し、そうして国権を代表するところの国会の意思に従つて忠実に行政に當るべきものとして考へるのであります。これも見解の相違と申せば相違であります。私はかような公務員法を設け、かような人事院規則によりまして、純正なる官吏の特質を発揮いたさせて、一層国政の上で、民主化の上に寄與させることができるであらうと考へております。

○猪俣委員 官吏の政治活動を許すならば、官吏の専制を来す危険があるとありうなことは、これは意見の相違でありまして、高級官吏にとつては非常に迷惑なことでありうなけれども、国民と一体をなすところのいわゆる官僚の民主化という点におきましては、私は非常に重大な意義があつたのだと思ふのであります。危険どころか、それが危険と感ずること自身が、やはり高級官僚の一種の性格から来るのであります。政府あるいは高級官僚、あるいは保守性の人たちから見るならば、非常に危険なことだと思われるのであります。日本の民主化のためにはそうあらねばならぬと考へる一人であります。これは意見の相違でありますからこの程度にとどめます。

先ほど法務総裁は、憲法の第十二條を公務員法あるいは人事院規則の根拠とせられたのであります。十二條の公共の福祉という言葉を用いられておるのであります。この公共の福祉という言葉は、表面はただけつこうな言葉でありまして、われ／＼の基本的人

権は公共の福祉のためにこれを使用する責任を負うということに対しては、もちろんしかるべきことであると思ふのであります。しかしながらこの憲法の十二條の文意から考へましても、この公共の福祉という言葉をとつて、ただちに基本的人権を抑圧する法律の封鎖性を弁護する一つの條項に引くということとは、私はいかなるものであらうかと考へる。旧明治憲法におきましては、法律によるにあらざれば何々することができないと、われ／＼の權利義務を保障したもの、必ず頭に法律によるにあらざれば何々することができない、こういう規定がある。その反面法律さへつくらば、どんな弾圧でもできる。基本的人権などはふつ飛んでしまふ。明治憲法のときにおきましては、人民の權利義務としてつづなな條章があつたにもかかわらず、ほとんどわれ／＼の基本的人権はふつ飛んでしまつて、治安維持法というやうな法律さへできた。この法律の中身を見れば、多数党によつて容認せられる法律をつくることによつて、いかなる基本的人権も剝奪することができることになつて、憲法の基本的人権の保障というものはほとんど空文にひとしいものになつて来た。この明治憲法に対して今日民主憲法によりまして、奪うべからざる基本的人権が確立せられて、法律によるにあらざればという文句がとられたのであります。しかるにこの法律によるにあらざればという文句のかわりに、今度は十二條の公共の福祉ということを持つて来ると、結局同じことが起つて来るのであります。何でもかんでも公共の福祉ということを持つて来れば、その法律は憲法違反になら

ない。それによつて基本的人権を抑圧せられるということになつて来ます。結局民主憲法と称せられますところの日本国憲法もまた明治憲法と同じやうに、この基本的人権というものがお飾りにすぎないということに相なつて来る。真に民主的憲法たるゆえんを発揮するには、この公共の福祉ということを、基本的人権を抑圧するやうな意味になるべく使われないことが、この民主憲法の精神でなければならぬと思ふのであります。御承知の通りヨーロッパにおいても、十八世紀時代に公共の福祉、これを唱へた國家を福祉國家と稱せられ、これは絶対王政、絶対政治の行われたときの國家を福祉國家と言ふのであつて、またこの別名は警察國家と言ふ。この福祉という言葉を強調いたしました。それが警察國家になり、福祉國家になり、なおひいてはナチスの公益優先の思想になり、なお日本の東條の滅私奉公の精神に相なり、これがフアッシュの思想に容易に転化するものであります。基本的人権というものは、この公共福祉の思想ということからみだりにこれを抑圧するものではない。いわんや公務員の政治活動禁止を、公共の福祉というやうな論拠を用いになるといふやうなことは、これは非常に考へるものであつて、もしかやうな論法を持つて来るならば、ふろ屋の取締りも公共の福祉、床屋の取締りも公共の福祉ということに相なつて来て、いかなることも公共の福祉ということになる。ロジックさえもあそぶならば、何でも公共の福祉に結びつけられることになる。かようなことに相

なるといふことになつて来ます。これは上級官

なるといふことになつて来ます。これは上級官

なるといふことになつて来ます。これは上級官

なるといふことになつて来ます。これは上級官

うものを掲げたことが、空文にひとしくなることを憂えるものでありまして、近時公共企業体労働関係法、この根拠をこの第十二條の公共の福祉ということに持つておる。そして憲法に保障せられた團結権、あるいは団体交渉権をみな剝奪してしまつておる。かような傾向が行われると、いつ何ときか大明治憲法時代に逆転しないとも限らぬということが、われ／＼心配せられるのでありますが、この公務員の政治活動禁止を十二條の公共の福祉を用いられるということは、私は法務總裁から初めて聞くのでありますが、さうな観念で一体間違ひがないのでございましょうか。

○殖田國務大臣 お話でございまして、基本人権は公共の福祉のためにこれを用いなければならぬということ、は、ただいまおつしやいましたように、十二條で規定するところでありまして、ただ基本人権と公共の福祉といずれが重いかという社会的価値の考量になるのであります。その社会的価値の考量と申しますのは、これは国会がなさるのであります。国民がするのであります。これはいかに精神に規定しても、憲法も法律もよく規定し得ないところでありまして、従つてただいまのお話のごとく、いかに公共の福祉が大事であるが、基本的人権はさらに大事である。従つて公共の福祉を濫用してはならぬという御説は、まことにごもつともであり、御同感であります。私はただいま公務員法、人事院規則のできた趣旨において、公共の福祉ということが考えられているということをはつきり申し上げたのであります。公共の福祉の名において、いかな

ることもかつてにしてよろしい、こういうわけはむしろありません。いわんや今日の国家は主権在民の民主的国家であります。従つて国会は最も重きに任ずるわけでありまして、国会がみずから御判断になつて、自由におきめになつていいことでありまして、その趣旨において今度の法律、従つてそれに委任されておる規則もできておるのであると考えます。ただ人事院規則の内容があまりに広汎かつ過重である。であるからこれはその根本的な趣旨から逸脱しておるというお話であらうと思ふのであります。私も、それはさうでない、公務員というものの本質に最もよく合した適当な法律であると考えております。さらにその詳細については、多分人事院總裁からお話があるらうと思ひます。

○猪俣委員 なお人事院の性格について、憲法との関連について一、二お尋ねしたいと思ふのであります。何だか内閣のほかに今一つ内閣ができたやうな感じを国民は受けるのであります。憲法の七十三條によりますれば「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」としてその第四号に「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。」とあるのがあります。この憲法の規定と、人事院というものがあつて、これをどういうふうにかつておられるか、これをどういふふうにかつておられるか、官吏に関する事務は内閣でやるように憲法は規定されておるのに、ほとんど大半は人事院でやるやうな現在のやり方が、憲法に違反しないのかどうかということについて御意見を承りたいと思ひます。

○殖田國務大臣 いかに人事院は内閣から離れて、独立したかの感を抱く方も多いのでありますが、これは人事行政の公正を期するために、特に人事院というものの過度の独立性を付與いたしたわけでありまして、このためにかへつて人事行政が公正に運用され、内閣の責任としてもいい結果を来すと考えて、かような制度ができたのであります。しかもそれは法律に基いてこの制度ができ、法律に基いてこの制度が運用されておるのであります。その法律が国家公務員法でありますから、人事院は内閣からかつてに離れて、内閣の意思に反し、あるいは国会の意思に反して自由なる活動をするということとはどういふ考えられませんか。やはり国会の負託にこたへ、また内閣の方針に従つて運用されるものと考えております。

○猪俣委員 そうすると、人事院と内閣の關係は、これはまったく並立したものであります。あるいは内閣のものと人事院というものがあつて、あります。内閣總理大臣と人事院總裁との關係はどういうことに相なりますか、承りたいと思ひます。

○殖田國務大臣 人事院總裁は内閣總理大臣のオソソリテイのもとにあるのであります。しかしながらその独立性を尊重いたしまして、むやみには干渉できない。ただ選任に當りまして、あるいはこれを罷免する場合におきまして、厳格なる條件は付してあります。その條件に従つて内閣は監督し、これを運用するということにいたしましたわけでありまして、

○殖田國務大臣 ある條件に従つて監督しております。

○猪俣委員 その條件というのはどういふ條件でございましょうか。

○殖田國務大臣 人事官の任命権を總理大臣が持つております。それから一定の條件に従つてこれを罷免することのできるものであります。

○猪俣委員 なおあとは人事院總裁にお聞きいたしますが、国家公務員法の十六條に「人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手續を定める」といふやうな広範なるところの権限を附與する委任立法がなされておるのであります。戦時中は、御承知の通り國家總動員法といふとんでもない委任立法がありまして、戦時中といへどもこれに對して執拗な反対があつた。民主國家の今日におきまして、かような広範なるところの委任立法をもつて、それに基きまして今日公務員の政治活動を全面的に禁止するやうな人事院規則といふものができた。一体かやうなものは國民の基本的人權に關するものであるから、たとへ憲法の十五條、あるいは十二條を根拠にいたしたといひましたとしても、重大な問題であるから、国会において法律でもつてつくるべきが至当であると考えるのであります。法務總裁はさうなことに對していかなるお考えがあらいますか、承りたいのであります。

○殖田國務大臣 それは御見解ごもつともであります。かやうな広範なる委任をいたしましたのも、主として公務員法第二條が最も広範な委任をいたしましたところですが、これは公務員法の成立するときに国会において十分に

に論議されましたところでありまして、御意見のごとく、これを非常に行過ぎであるとする意見と、人事院をして十分に公正なる行政を行わしめるには、かやうな広範な委任が必要であるといふ両方の議論がございまして、その後者の議論が通りましてかやうな法律ができたと思ひます。すでに法律ができておりました、人事院はこの法律に基きまして、その法律の委任の範囲内において人事院規則をつくつておるのであります。法律を逸脱しておるの委任の仕方が適當であるかどうか、これは国会で考えようかどうするか、

○猪俣委員 政府は人事院規則のごときものを法律でつくるように、この百二條を改正するやうな御意思があるかどうか。これは申すまでもなく、委任立法といふものがだん／＼出て來ますことは、結果において官僚制の復活を誘致するものであります。イギリスの有名な學者もさうなことを言つてゐるのであります。委任立法が出ることは、官僚制の危險信号だといふことを言つておるのであります。政府といたしましては、この百二條を改正するやうな御意思はあるのかないのか承りたいのであります。

○殖田國務大臣 御意見ごもつともあります。政府といたしましては今後の情勢を見きわめまして、その情勢によりまして、あるいはこの法律を改正しなければならぬかといふやうなことを考えるときもあらうかと思ひます。ただいまのところこの法律を改正いたします考えはございません。

○猪俣委員 これは私あらかじめ御通

いう規則との間の分野がはつきり別になつておるわけでありますから、優先関係、優劣関係は起らぬというように理解しておるわけであります。

○梨木委員　先ほど猪俣委員からもお尋ねがありました。憲法第七十三條の第六号によりますと、憲法並びに法律を実施するために、内閣は政令を制定することができる、こうなつております。但し罰則を設けることは、法律の委任がなければできないということになつておるのであります。ところが國家公務員法におきまして、人事院規則の定めるところによりとして、それから三年以下の懲役とか非常に重い罰

則が入っております。法律の中で人事院規則に定めるところによりとして、そうしてこれは人事院で一切その内容をきめられるということにして、こういう重い三年以下の懲役とかいうような罰則のある規定の内容を、一行政官庁である人事院にまかせるといふようなやり方、こういうやり方は戦時中国国家総動員法といいますが、この国家総

動員法という法律をつくつて、すべて
あとは命令で官庁で出せるようなあの
方式によつて、国民の基本的の人権は

まったく官庁の專制的な認定によつて抹殺されて行つたということは、われわれのよく知つておるところであります。従いまして憲法第七十三條の六號の精神から行きますならば、なるほど

これは法律の委任があると申しますけれども、しかし実際においては行政官

庁が罰則のある政令であるいは省令や、あるいは人事院規則を出せると同じような効果を持たせておる。これは換言すれば脱法行為なのでありまして、つまり法律の正面には抵触しない

けれども、他の方法で法律が禁止すると同じような効果を達成しようとする、これを俗に脱法行為と言つております。従ひましてこの人事院規則、つまり国家公務員法第百二條に基いて出された人事院規則は、明らかに憲法第七十三條の第六号をくぐつて、つまり脱法しようとする法律であり、規則であるということが明白であります。だから私はこの点から、この人事院規則は憲法に違反すると考えておるのであります。この点でわれ／＼の特に考えなければならぬ点は、もしもこういうことを国会が、また政府が放任しておきますならば、必ずや国家総動員法の轍を踏むにきまつております。これでは法律で全部委任すれば、こういう広範な憲法上認められている基本的人権を一朝にして取上げてしまふようなことが可能になるのでありまして、そんなことを認めるならば、憲法も何もいらなくなつてしまふことになるのであります。この法律の委任によつて憲法上の基本的人権をほとんど抹殺するような、こういう広範な人事院規則は、憲法違反ではないかという点について法務総裁の御見解を伺いたいのであります。

○殖田國務大臣 それはこの国家公務員法の成立しますときに十分に論議された点でございまして、従つてこの委任が広範に過ぎるではないかというふうな御議論もあつたものであります。それから、当時人事院総裁は、人事院の腹案として持つておりました人事院規則をごひろういたしまして、こういう規則をつくるつもりであるということまで申し上げまして、この委任立法が成立したのであります。であります。

るから当時もすでにさうなことを考へられまして、あまり広範である、しかしながらこれは法律ではとうてい精細に規定することがむづかしい、それよりも人事院規則に委任して、個々に具体的に定める方が実際であるというお考えから、あの條文が成立いたしましたのであります。梨木さんのお考えもつともであります。それはすでに論議し盡しました上で、それは違憲ではない、これは委任立法にした方がよいということにおきめになつたのであります。今日ではもはや議論の余地はないと思つております。しかしながら国会がまたこれは改正する必要があるとお考えになれば、それは御改正になつても一向さしつかえないことであらうと思ひます。

○梨木委員 今の総裁の御答弁の、前の国会におきまして、この百二條の人事院に委任する内容についての一応の輪郭が出されたということは私も承知しております。しかしながらその内容と、それから今度出された人事院規則の實際を見てみますと、これはそれ以上非常に広汎に、かつまたこまかく詳細なところまで規定しておるのであります。これは私は煩瑣にわたりますからここでは申し上げません。総裁も御承知だらうと思つております。五項にわたつておるのでありますが、今度出たものもつと詳しものであるとしまして、しかもこの点は私の聞いたところには誤りがないとするならば、これも一応国会へ諮るといふやうな、国会の意思を何らかの形で聞くということになつておつたというように伺つておるのであります。それすらもなされず、しかも当時出された試案よりも

つと広汎なものを出されているという点から見ても、政府が憲法に規定しておる基本的人権を擁護するという建前、憲法を擁護するという建前に對する熱意といひますか、憲法を守るという熱意に對する非常な疑惑を私は持たざるを得ない。この点をどうお考えになつておるか。つまりもつと具体的に申せば、前に提示されたものよりもつと詳しく、もつと具体的になつてゐる。この点を伺いたいです。特にひどいのは、大体今度出された人事院規則によると、勤務時間外の行動までこの規則で縛らうとしている。すなわち私生活への影響力までもこれは禁止するということになつておるのであります。こういうことは前の試案の中には全然なかつたことであります。こういうことの中に、私ははたして政府がこの新憲法をほんとうに忠実に遵守する意思があるかどうかということに疑わざるを得ない。もし私の疑いが杞憂でありますならば、それを釈然とさせるために、明確な御答弁を願ひたいと思つております。

○殖田國務大臣 すでにこれは論議されたことでありまして、あらためて論議を重ねる必要もないかと思ひますが、ただいまお話の、勤務時間外の問題にまで立入るということでありまして、公務員というのとは一種の身分でありまして、何も勤務時間中の勤務のみ規制すべきものではないのであります。これは公私ともに規制をされるのが当然であります。

も、その行政の仕方について一々指揮する権能を持つておりません。従つて人事院規則は人事院総裁のお考えでできておることでありまして、その点につきましては人事院総裁から、あらためてお聞き願ひたいと思ひます。

○梨木委員 だから私はそこで政府の最高の法律顧問である法務総裁に、こういうやうに広汎に国家公務員の政治活動を禁止することは、何とも行き過ぎじやないかという点について、法律顧問としての御見解を伺いたひと思ひます。

○殖田國務大臣 その資格におきまして、私は行き過ぎではないと考えておるのであります。

○上村委員 今の点に関連して――この人事院規則ですな。これは私の見解では俗にいう省令になると思つてゐる。政令よりもつと一段下の官庁が出すところの省令である。その省令に基本的人権を制限する簡條がたくさんあるのです。これが憲法違反でないということは、文字の上から言ひまして何人も断言することはできない。今梨木君の指摘し、またさつき猪俣委員の指摘したやうな基本的人権というものは、ちゃんとわかつておる憲法の各條に照して何が基本的人権であるか、これは私が言うまでもなく、法務総裁はよくわかつておるわけですね。そうすると、こういう基本的人権を侵すところのあらゆる法律、あらゆる命令、あらゆる処分が無効であることは、憲法九十八條に炳として規定しております。そうするとこの公務員法が、さうな憲法違反の委任をするはずがない。私は当時国会議員でありませんでしたので、詳しく討論を承知しておりませんが、おそ

らく当時の国会議員諸君も、憲法違反の法律をこしらへようとしておつたのではないのではなからうかと今推測するのであります。そうするとこの委任立法という、いわゆる官僚專制を來すところの非民主的な立法が、前の国会において行われておるとは思へない。でありますからこの委任立法の法理觀念というものは、旧憲法時代のいわゆる官僚性憲法の遺物的な思想であります。こういう議論はさりとやめなければならぬというのが新憲法の民主的憲法原論であります。そうしますと、どうしてもこの人事院規則の中で、人事院総裁に與えられたところのものは、おのずから憲法の根本原則、あるいは民主化の法律によつて十分の制約を受けて、その基本的人権を侵さない範圍においての公務員の職務の執行と、従順性を要求するだけにとどまるものでなければならぬと思ひます。またさういふふうな解釈して、それに基づいて省令が制定さるべきであつたのだと思つてゐる。この点どういふ考えで、どういふ点から、さうなだれが見ても憲法より一段下の政令、政令より一段下の省令というやうなものに、憲法違反の條項を許したということになりますか、こういう点を明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○殖田國務大臣 上村さんのお考えの通りであります。国会が憲法に違反するやうな立法をするわけがないのであります。これは昨年の国会がおきめになつたことでもあります。私はこれは憲法違反は決してしておらぬ、こう考えております。また法律とか省令とか、昔はあだかも段階があるかのやうな考え方であつたのであります。

が、しかしながらこの人事院規則は、公務員法百二條によりまして、人事院が公正と考へるところによつて定めようというところをちゃんと委任しておるのではありませんか。その委任の範囲内において、私はこの規則が定められておると考へるのであります。従つてこれは規則であらうが公務員法であらうが、その点については従前は無い。そしてこれは憲法違反ではない。国会の委任に基いて、国会の意思を体して定めた規則であるのであります。

○上村委員 法務総裁のお答えは実に矛盾しておる、私の質問はそういうところにあつたのではないのです。現に各公務員は人事院規則によつて制約を受けておるのです。そしてその制約を受けておる事項は、憲法に違反しておる事項がたくさんあるのです。これがいわゆる憲法違反でなくて何であるかというのを伺いたい。そういう意味のことを委任立法なんだという古くさいいゝゆる官僚性憲法の遺物的な思想でこれを考へてどん／＼やつたのでは、たいへん民主主義というものは妨害を受けるわけだ。でありますから法律というものは決してそういうものではないのだ。いゝゆる憲法というものが民主主義であるならば、どこまでも法律も、命令も、政令も、すべてその根本の法則に従つて發展、展開して行かなければならない。これは法律の運用であらうが行政の運用であらうが、司法裁判の運用であらうがそんなんだ。これが忘れられて憲法というものがあつて、いゝ／＼なことをされるようなことであらうが、憲法というものはいゝ／＼ない。憲法が大事なのは、どんなことがあつても基本的な人権を侵してはならないといふところに憲法の憲法たる効力があるのです。それを末端の行政官や総理大臣が出て来て、ヒトラーみたいなものが出て来てやるというなら憲法の価値はない。でありますから人事院規則が憲法違反をしていないかどうか。われわれはこれはしているという前提なのだが、御説明願ひたい。

○殖田國務大臣 そこに私もと上村議員との見解に著しい相違がございます。私どもはこの人事院規則は憲法に違反しておると考へておりません。實質的にも違反しておらざるのみならず、形式的にもその手続においても違法がない、こういうことを申しておるのではありません。

○上村委員 違反してないといふけれども、現に公務員といゝゆる基本的な人権がこの規則によつて侵されておることは、何人も異論がないのです。でありますからその点を私もどこまでも追究いたします。

○型木委員 極東委員会の労働組合組織に關する十六原則によりまして、労働組合員は政治活動をするのを奨励するといふことになつておるのであります。ところが国家公務員に對しては、政治活動といふものはこの人事院規則によつてほとんど禁止されてしまつたのであります。極東委員会の決定といふものは、日本の憲法と同じ程度にわれ／＼はこれを忠実に実行しなければならぬものだと思ふのです。この点については政府は、極東委員会の労働組合組織に關する十六原則に違反しておるのではないかと疑ひを持つておられますが、この点について総裁はどう考へられますか。

○殖田國務大臣 労働組合についての話はその通りであります。国家公務員は私企業の労働者ではないのでありまして、国家公務員という特別の身分を持つものであります。従つて一般の私企業の労働者とはその取扱ひを異にするのはやむを得ないのであります。また極東委員会の根本原則は、私どもは直接それに従つて政治をやりますが、それに基いて、それを演繹しつつ立法し、あるいは法令をつくるというのではないのであります。その間に総司令部がありまして、われ／＼は立法をいたします場合、一々総司令部に伺ひましてその同意のもとにその立法をいたしておる。総司令部はその極東委員会の原則を十分に検討された上で、われ／＼に同意を與へられておるのであります。私もその点につきまして総司令部の考へを付度する権能はないのであります。

○型木委員 この人事院規則の憲法違反であるかといふ点について、法律的な議論はこれ以上進めませんが、しかし今日日本人のすべて——これは政府もまた一般の国民も、ボクダ宣言並びにボクダム宣言を忠実に実行するために出された憲法、これらがすべて何を目標にしておるかといへば、日本を民主主義化するといふことです。従つてこの人事院規則といふものを出して、日本の民主化に役立つかどうかといふことを事実の上において伺ひたいのです。それは日本の現状は遺憾ながら、一般の国民生活の中においても、またこの官僚機構もまだ／＼民主化されておられません。この民主化されておらない現状のもとにおいて、国家公務員の政治活動を禁止するよう

な規則が出るによつて、結果はどうなるかといへば、むしろ民主化をはばんで、官僚的な、非民主的な機構を温存することに役立つ。私は具体的な例を申し上げます。これが出てから後にどんなことが行われておりますか。これは一労働組合であります。国家公務員であり、また官公庁の労働組合に所屬してある一人が、その職場でこういうビラを張つたといふのです。政府のとする保険料には納入が遅れると日歩二十銭の利子がつく。これが政府のやり方です。こういうビラを出した。これがもうすでに政治活動禁止に觸れるといふことで、首切りを脅迫されたといふ事実がある。国家公務員法によつても批判することは自由であると書いてある。これは批判かどうかも問題だと思ふのですが、これだけのことで事実長い間まじめに公務員として勤めて来た人が、首を切られるといふことが行われておる。しかも一方どうですか。こゝしの夏には外務省の高級官吏である調査第三課長曾野明、報道課長法眼晋作、政務課長の斎藤謙男といわれる方々が全国を宣伝して歩いた。その宣伝の内容はまったく反動的な、反共的な宣伝をやつておる。これは現在の政府が一つの国民運動として、反共運動をやろうとしておることに歩調を合せてやつておるとしか考へられないような行動をやつておる。これは明らかに国家公務員法の違反であります。現在放置されております。しかも人事院規則といふものは、特別職のものには適用がないといふことになつてゐる。そして一般職員について人事院規則の適用があるのです。ところが特別職は御承知のように、内閣総理大臣、各省大臣といふような人たちがあ

ります。え、え、え、高級官僚といふものは、こゝろで特別職の人ときわめて緊密な接點を持つて、ほとんど不可分の關係にあるといつてもさしつかえないと思ふのであります。こゝろでいふような高級官僚の行つところの政治活動はそのまま放置されてしまつて、しかも下級の公務員がこゝろでビラを張つただけで、政治活動禁止の規定に觸れるといふことでは、結局は現在の民主化されない官僚機構を温存するために、まづたゞこれは利用されておるということになるのであります。こゝろでいふ観点から見ましても、明らかにこれは現在の日本を民主化するためにいゝ／＼やまになる。民主化を阻害するやうなものである。この観点から見ましても、政府はこゝろの人事院規則はやめるべきだといふやうに私は考へるのであります。総裁の御意見はいかがですか。

○殖田國務大臣 特別職はただいまお話をいたしました、多くは政治に關係する職に當るものであります。従つてこれはわれ特別職であります。従つてこれは政治に關與するものが當然の義務である。しかし一般職は政治に關與すべきものではないから、従つて人事院規則によつて政治活動は禁止したたのであります。一般職と特別職の區別をはつきりしてあるものであります。今の外務省のお話は私もよく存じませんが、決して官吏の本旨に反するやうな行動をとつたのではないと思ひます。もしそれが宣伝の旅行に歩きましたならば、それは外務省の命令をもつて、一定の宣伝といふとおかしうございませうが、外務省の意思を世間に知らせるべく歩いたものと思ひます。しか

しこれらの点につきましては、人事院にさらにこまかくお尋ね願いたいと思います。

○梨木委員 今の点は、こういうように人事院規則を適用して来るならば、外務省の高級官吏は明らかに人事院規則に違反していると思うので、この点についての検務長官の御意見並びにその施策に対する御意見を伺いたいと思います。

○佐藤(藤)政府委員 外務省の官吏の地方に出ての行動が、人事院規則違反になつておるかどうかということは、私のところではまだ何ら資料がありませんので、それに対する意見は述べかねます。

○梨木委員 それは調べてから御報告願いたいと思いますが、いかがですか。

○佐藤(藤)政府委員 この公務員の政治活動の制限、または禁止に関する規則違反の事件が起きた場合には、法務府の一般検察方針としましては、なるべく当該官庁において調査して、当該官庁の行政処分をまず先にやる。それから慎重に違反事件について検察を行う、こういう方針をとつております。外務省の方において、その当該官吏の違反かどうかわかりませんが、そういう疑わしい事件については、当然調査し、また違反があれば行政処分があることだと思いますので、十分に緊密な連絡をとつて、慎重に検察を行いたいと考えております。

○上村委員 今の点をちよつと法務総裁に念を押しておきたいと思ひます。これはいろいろの行為がござりまするが、これについて事実にはいろ／＼な解釈が出て来て、議論があると思ひ

ますが、大体こういうふうに承つてよろしいですか。あなたは先ほど、人事院規則が憲法違反でないと言つてゐる。そうすると、ある公務員があることをやつて、問題が検事局へ行つた場合、われ／＼が弁護する。そうするとそのある公務員の行つた行為が憲法違反であるならば、この規則に違反しないのだ、こういう逆の結論を出していいのですか、その見解をちよつと確かめておきたいと思ひます。

○殖田國務大臣 私はどうも少し頭が悪いのでございまして、理解できませんが、こういうことでございしますか。これは憲法に違反しておらぬ。従つてある行為が人事院規則に違反しても、これが憲法に違反したときは、人事院規則はもうさしつかえない、憲法違反のときにはこの規則の根本と反するのだから、それはこの規則と反してもさしつかえない、こういうことでございしますか。

○上村委員 そういう意味です。

○殖田國務大臣 私はどうもそれは理解いたしかねます。憲法違反であれば、もちろんいけないと思ひます。しかしながら人事院規則に反するのでなければ、それはまた別な問題であります。人事院規則の問題ではございませう。しかし人事院規則に反する以上は、それは人事院規則の憲法違反の問題を別にいたしまして、必ずそれは犯罪になると思ひます。でありますからどうも人事院規則に反しながら犯罪でないというのは、ちよつとあり得ないように考えます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますせんか。——なければ本日はこれにて散会いたします。

明日は午後一時より委員会を開き、少年法の一部を改正する法律案並びに人事院総裁に対する質疑を継続いたしたいと存じます。

午後四時七分散会

昭和二十四年十一月二十四日印刷

昭和二十四年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所